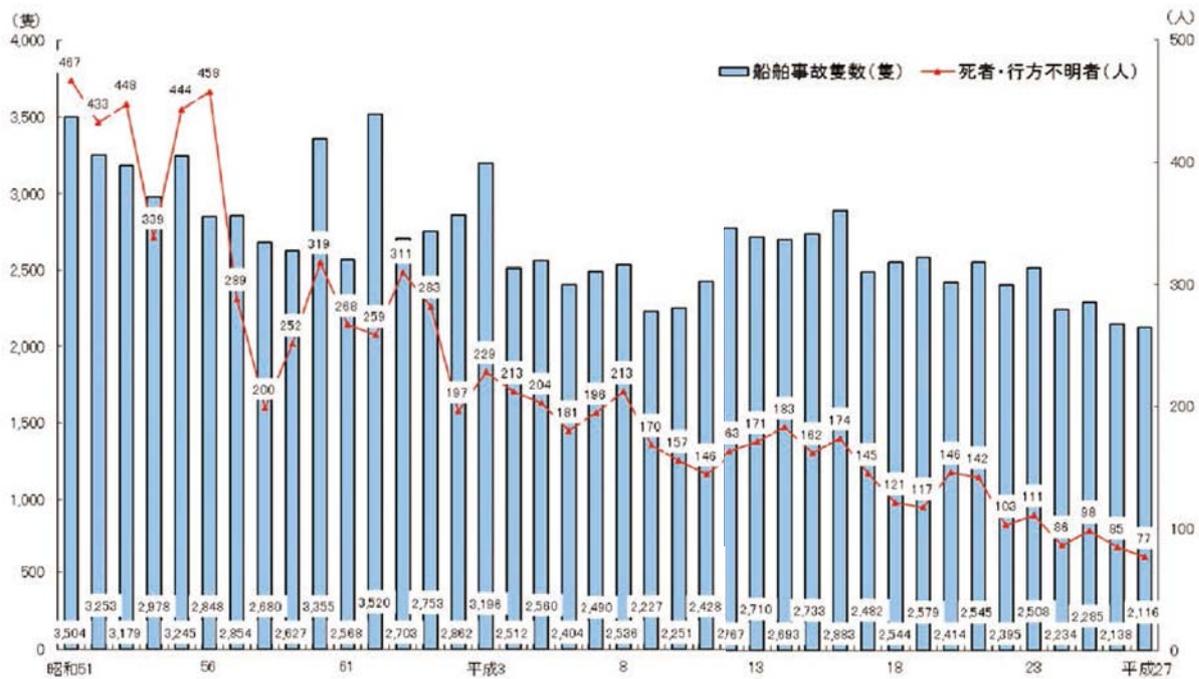


## 第1章 海難等の動向

### 1 平成27年中の海難等及び海難救助の状況

- ① 平成27年は、海難船舶2,116隻の中で自力入港した668隻を除いた1,448隻のうち、1,290隻が救助され、救助率（自力入港を除く海難船舶隻数に対する救助された隻数の割合）は89%であった。海上保安庁は、巡視船艇延べ1,936隻、航空機延べ436機及び特殊救難隊員延べ224人を出動させ、海難船舶500隻を救助した。
- ② 海難による死者・行方不明者の数は、第2次交通安全基本計画期間の年平均で426人であったものが、平成27年では77人となっており、8割の減少となった
- ③ 船舶事故による死者・行方不明者数、船舶からの海中転落による死者・行方不明者数ともに漁船によるものが最も多く、それぞれ全体の51%、55%を占めている。

▶第2-1図 船舶事故隻数及びそれに伴う死者・行方不明者数の推移



注 1 海上保安庁資料による。  
 2 死者・行方不明者には、病気等によって操船が不可能になったことにより、船舶が漂流するなどの海難が発生した場合の死亡した操船者を含む。

### 2 平成27年中のプレジャーボート<sup>※</sup>等の海難等及び海難救助の状況

- ① プレジャーボート等の海難船舶995隻の中で自力入港した164隻を除いた831隻のうち756隻が救助され、救助率は91%であった。
- ② プレジャーボート等の海難船舶隻数は前年より8隻減少したが、海難船舶隻数全体の47%を占めている。

※プレジャーボート

モーターボート、ヨット、水上オートバイ等個人がレジャーに用いる小型船舶。スポーツ又はレクリエーションに用いられるヨット、モーターボート等の船舶の総称。

## 第2章 海上交通安全施策の現況

### 1 海上交通環境の整備

#### ●交通安全施設等の整備

船舶交通の安全確保及び運航能率の向上を図るため、港湾及び航路の整備の進展や船舶の大型化等海上交通環境の変化に対応した航路標識の整備を実施し、平成27年度末現在で5,299基の航路標識を管理している。

さらに、地震や台風といった自然災害に伴う航路標識の倒壊や消灯等を未然に防止し、災害時でも被災地の海上交通安全を確保するために、航路標識の耐震補強、耐波浪補強及び自立型電源化（太陽電池化）による防災対策を推進した。

### 2 海上交通の安全に関する知識の普及

#### ●海難防止思想の普及

海難を防止するためには、国民一人一人の海難防止に関する意識を高めることが重要となる。

このため、海難防止講習会や訪船指導等あらゆる機会を通じて海事関係者に限らず広く国民全般に対して海難防止を呼びかけ、海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関する知識の習得及び向上を図った。

特に平成27年7月16日から31日までの間、「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」「プレジャーボートの発航前点検の徹底」「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」を重点事項に掲げて官民一体となって「全国海難防止強調運動～海の事故ゼロキャンペーン」を全国一斉に実施したほか、霧などの気象条件や海難の発生傾向など地域や各種船舶の特性を考慮した地方レベルの「地方海難防止強調運動」を展開した。

### 3 船舶の安全な運航の確保

#### ●運輸安全マネジメント評価の推進

平成18年10月より導入した「運輸安全マネジメント制度」により、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を、27年において253者に対して実施した。

#### ●旅客船事業者等に対する指導監督の充実強化

旅客船事業者等に対して、安全管理規程の遵守状況を重点に監査を行うとともに、事故及びインシデントの原因を踏まえて安全管理規程に対策を盛り込むなど内容の充実・向上を図った。

また、運航労務監理官及び船舶検査官が、一体となって訪船指導（立入検査）を実施することにより、指導監督の充実強化を図った。

### 4 小型船舶等の安全対策の充実

#### ●プレジャーボート等の安全対策の推進

海上保安庁ではプレジャーボート等の海難防止のためには、マリンレジャー愛好者の安全意識を高揚させることが重要であることから、関係機関と連携して海難防止講習会や訪船指導等あらゆる機会を通じて海難防止思想の普及を図るとともに、小型船安全協会等の民間組織や海上安全指導員などのボランティアの活動に対する支援を行った。

国土交通省では、小型船舶の検査を実施している日本小型船舶検査機構と連携して、適切な間隔で船舶検査を受検するよう、リーフレット等を活用し、関係者に周知を図った。

警察では、港内その他の船舶交通の多い水域、遊泳客の多い海水浴場、マリンレジャースポーツの利用が盛んな水域等に重点を置いて、警察用船舶により安全指導を行うとともに、警察用航空機との連携によるパ

トロールや関係団体との協力，連携を図り，マリンレジャー提供業者に対する安全対策の指導，マリンレジャー利用者等の安全意識の啓発活動等を通じて，水上安全の確保を図った。